ライオンズクラブ・チャーター申請ワークシート

ライオンズクラブ国際協会のメンバーとなる新クラブを結成されましたことに、お祝いを申し上げます。本チャーター申請ワークシートは、MyLCIでチャーター申請を行うための情報をもれなく確保するための指針としてお役立てください。このワークシートは、国際本部に郵送する必要はありません。
申請を行うために必要な情報：

1.チャーターメンバー報告ワークシート（MyLCIで報告する際に役立つ資料）
2.チャーター費の支払い- 支払いの方法に関する説明はこちらをクリックしてください。
3.新クラブのチャーター申請を行えるのは、地区ガバナー、GMTコーディネーター、スポンサー・クラブ会長、スポンサー・クラブ幹事、コーディネーター・ライオンです。

活字体 (ローマ字) ではっきりとご記入ください。

結成予定クラブ名 (ローマ字および漢字/かな) _____ ライオンズクラブ
市町村名　区別するための名称 (ある場合)

所在地 (ローマ字) _____
市町村　都道府県

結成予定クラブ名に識別可能な地名が含まれない場合には、その理由を説明してください。 _____

_____

クラブの種類: ☐従来型 ☐キャンパス ☐レオ・ライオンズ
スペシャルティクラブ: ☐スポーツクラブ ☐文化/民族クラブ ☐早期退職者クラブ ☐目的特化クラブ ☐その他 _____

地区 _____

新クラブのスポンサー _____　クラブ/番号 _____

新クラブ役員

会長 _____
名 (ローマ字)　姓 (ローマ字)

_____
新クラブ事務局住所 (ローマ字) 番地

_____
市町村/都道府県/国　郵便番号

_____
電話　FAX
* 電話番号には国番号と市外局番を必ず記載してください。

Eメールアドレス _____

希望の連絡方法: ☐郵便 ☐FAX ☐Eメール

幹事 _____
名 (ローマ字)　姓 (ローマ字)

_____
新クラブ事務局住所 (ローマ字) 番地

_____
市町村/都道府県/国　郵便番号

_____
電話　FAX
* 電話番号には国番号と市外局番を必ず記載してください。

Eメールアドレス _____

希望の連絡方法: ☐郵便 ☐FAX ☐Eメール

会計 _____
名 (ローマ字)　姓 (ローマ字)

_____
新クラブ事務局住所 (ローマ字) 番地

_____
市町村/都道府県/国　郵便番号

_____
電話　FAX
* 電話番号には国番号と市外局番を必ず記載してください。

Eメールアドレス _____

会員 委員長 _____
名 (ローマ字)　姓 (ローマ字)

_____
新クラブ事務局住所 (ローマ字) 番地

_____
市町村/都道府県/国　郵便番号

_____
電話　FAX
* 電話番号には国番号と市外局番を必ず記載してください。

Eメールアドレス _____

希望の連絡方法：□郵便 □FAX □Eメール　　__希望の連絡方法：□郵便 □FAX □Eメール

国際本部にチャーターが申請されてから、手続きが行われ、公式のチャーター (認証状) およびクラブ用品が届くまでに約45日かかることをあらかじめご了承ください。

スポンサー・クラブの責任
スポンサー・クラブは、新クラブが献身、活動、熱意において高いレベルに達し、それを保持するよう援助します。新クラブをスポンサーすることにはいくつかの責任が伴います。スポンサー・クラブには以下のことが求められます。

- ガイディング・ライオンを支援する
- チャーターメンバー予定者が全員ライオンズ会員となる資格基準を満たしていることを確認する
- 綿密な結成会議を開催する
- チャーターされたクラブが確実にライオンズクラブに適合するようにする
- チャーターナイトを共同開催する
- 地区にも参加を呼びかける
- 他のクラブとの合同行事を奨励する
- 会員維持および会員増強の計画策定に助力する
- クラブ例会の議事次第の作成を援助する
- クラブの活動を支援する
- 求められた時にはいつでも新クラブを援助する
- 干渉することなく、助言を与える

スポンサー・クラブは、上記の通り、またそれらに限られることなく、新クラブに支援を提供します。

スポンサー・クラブ - 新クラブのチャーター申請がMyLCIを通して行われる旨、新クラブの会長またはクラブ幹事に通知します。

ガイディング・ライオン
地区ガバナーは新クラブを援助するガイディング・ライオンを二人まで任命することができます。現職の地区ガバナーや新クラブのチャーターメンバーがガイディング・ライオンを務めることはできません。ガイディング・ライオンは、チャーター承認日から2年間の任期で任命され、同時に担当できるクラブの数は二つまでです。

ガイディング・ライオン

_____
名（ローマ字）　姓（ローマ字）

会員番号_____
会員番号 _____

_____
_____
クラブ事務局住所 (ローマ字) 番地

_____
_____
市町村/都道府県/国　郵便番号

_____
_____
電話　FAX
* 電話番号には国番号と市外局番を必ず記載してください。

Eメールアドレス _____

このガイディング・ライオンはスポンサー・クラブの会員ですか?
□はい □いいえ

「いいえ」と答えた場合、以下にご記入ください。

クラブ名 _____

クラブ番号 _____

このガイディング・ライオンは「公認」ガイディング・ライオンですか?
のガイディング・ライオンは「公認」ガイディング・ライオンですか?
□はい □いいえ

ガイディング・ライオン

_____
名（ローマ字）　姓（ローマ字）

_____ _____

_____ ___
クラブ事務局住所 (ローマ字) 番地

_____ ___
市町村/都道府県/国　郵便番号

_____ ___
電話　FAX
* 電話番号には国番号と市外局番を必ず記載してください。

Eメールアドレス _____

このガイディング・ライオンはスポンサー・クラブの会員ですか?
□はい □いいえ

「いいえ」と答えた場合、以下にご記入ください。

クラブ名 _____

クラブ番号 _____

_____ こ

□はい □いいえ

希望の連絡方法：□郵便 □FAX □Eメール

希望の連絡方法：□郵便 □FAX □Eメール

チャーターナイト
特に指定のない限り、地区ガバナーまたはコーディネーター・ライオンに送付されます。国際本部にチャーターが 申請されてから、手続きが行われ、名前の入った公式のチャーターが届くまでに約45日かかることをあらかじめご了承ください。

チャーター贈呈年月日: _____

エクステンション・アワード受賞者
国際理事会方針により、一つのクラブ結成につき交付される賞は二つまでに限られています。また、現職の地区ガバナーおよび新規のチャーターメンバーは受賞の対象とはなりません。本賞の申請は、新クラブのチャーター承認年月日より6か月以内に地区ガバナーが行わなければなりません。

地区ガバナーは下記のライオンをエクステンション・アワード受賞者として推薦しています。

エクステンション・アワード 受賞者 _____

_____
名（ローマ字） 姓（ローマ字）

会員番号_____

_____
クラブ事務局住所 (ローマ字) 番地

_____
市町村/都道府県/国 郵便番号

_____
電話 FAX

Eメールアドレス _____

クラブ名 _____

クラブ番号 _____

地区 _____

エクステンション・アワード 受賞者 _____

_____
名（ローマ字） 姓（ローマ字）

_____ 会員番号_____

_____
クラブ事務局住所 (ローマ字) 番地

_____
市町村/都道府県/国 郵便番号

_____
電話 FAX

Eメールアドレス_____

クラブ名 _____

クラブ番号_____

地区_____

国際会費について
新クラブに請求される半期分国際会費は、結成されてからその半期の末日（6月30日または12月31日）までの残りの月数分が月割り計算されます。各新会員の会費は、その氏名が正クラブの新会員として国際本部で記録された月の翌月1日から請求されます。現在の請求額についてのご質問は、地区キャビネット事務局またはライオンズクラブ国際本部までお問い合わせください。

地区ガバナーの承認
地区ガバナーは、MyLCIでの申請を承認します。

地区内でエクステンション・ワークショップが開催されましたか？ □はい □いいえ ワークショップ開催日：_____

「はい」と答えた場合、担当のコンサルタントまたはエクステンション開発指導員の氏名を記入してください。_____

新クラブ結成の基準

1. 申請
   正式に結成され、役員を選出したいかなるグループ、クラブ又は集まりも、ライオンズクラブのチャーター（認証状）を国際協会に申請することができる。チャーターは、国際協会が定めるとおりに国際本部に申請されなければならない。同理事会が申請を承認した後に、本協会の会長及び幹事が署名したチャーターが交付される。このチャーターが正式に交付されたとき、クラブは結成されたものとみなされる。ライオンズクラブが認証状を受理することは、本協会の会則及び付則を受け入れそれに従うことに同意したことを意味すると共に、ライオンズクラブ国際協会が法人組織化された州で有効となっている法律に基づき、同会則及び付則によって解釈され統制される関係を、本協会との間に結ぶことを受け入れたことを意味する。2018年1月1日より、新クラブのチャーター申請はすべてMyLCIを通じて行われなければならない。

2. 書類
   チャーター費全額支払いの確認書 -- チャーター費はUS$35である。正ライオンズクラブから転籍するグッドスタンディングのライオンズのチャーター費は、US$20である。ただし、クラブ支部会員はこれが免除される。チャーター費及び入会費は払い戻しされない。
   (1) 国際会則に規定されているか、又は理事会の決議で制定されたチャーター費以外は、いかなる地区、準地区、クラブも、追加のチャーター費を請求することはできない。
   (2) アメリカ及びカナダ以外の国の場合、ライオンズクラブ国際協会の口座に資金が振り込まれたことを示す銀行発行の振込金受取書の写しを提出すれば、資金の支払いが完了したとみなされる。
   (3) 国際協会の承認を得ないクラブ・チャーター申請に対しては、US$100の手数料が徴収される。

3. チャーターメンバー
   ライオンズクラブのチャーター承認後90日以内に入会した全ての会員がチャーターメンバーと見なされる。ただしこの90日の期間内にチャーターメンバーが国際協会に報告され、かつチャーター費が受領されていることが条件である。

4. 新クラブのスポンサー
   a. すべての新クラブは、複合地区会則及び付則の規定に従って、クラブ、ゾーン、リジョン、地区キャビネット、あるいは地区委員会によってスポンサーされなければならない。新クラブのスポンサーは、クラブが存在する地区の境界線内から出るものとする。新クラブのスポンサーは、その責任について十分に説明を受けるものとする。スポンサー・クラブは、所属地区の地区ガバナーの承認に基づいて、一つ又はそれ以上の共同スポンサー・クラブの助力を受けることができる。共同スポンサー・クラブは、他の地区から来ても良い。新しい国でのクラブ結成の場合には、コーディネーター・ライオンが助力する。

   b. 新しい地域の最初のクラブは、ライオンズクラブ及び (又は) その地区にスポンサーされなければならない。その後追加される各新クラブについては、地区に属さないその地域が暫定地区を編成するまでの間、最初のスポンサー

      地区内のライオンズクラブがスポンサーを務めることができるほか、有資格のガイディング・ライオン任命を含むスポンサーとしての全責任を承知することを条件に、別の地区のライオンズクラブもスポンサーを務めることができる。特別な事情があると理事会又は執行委員会が判断した場合、地区に属さない地域のクラブをスポンサー・クラブにすることができる。

      これら特別な事情の下に新クラブを承認するための基準：

      (1) 既存の地区に属するライオンズクラブには、予定されるクラブに地理的に近いクラブが他にない場合。

      (2) スポンサーとなることに伴って経済的責任を負う必要が起こるか

          もしれないが故に、地区に属するクラブの中にスポンサーになるク

          ラブがいない場合。

      (3) スポンサーになる予定のクラブ会員たちが、予定される新クラブ及びその会員たちと個人的な深いつながりを持っている場合。

      (4) 地区に属するクラブがライオニズムを推進できないか推進を拒否しているため、地区に属さないスポンサー・クラブの経済援助が、新地域でライオンズ会員を増やすための唯一の方法である場合。ただし、チャーター費だけに限られる。

   c. ライオンズ紋章が刺繍され、クラブ旗に付けることができる「新クラブ・スポンサー」パッチが、スポンサー・クラブに交付される。

5. クラブ名
   a. 新クラブの名前には、そのクラブが存在する自治都市又はこれと同等の政府行政区分の名を使わなければならない。「自治都市」とは、市、町、村、県、郡など正式な政府単位である。新クラブが自治都市内に存在しない場合には、そのクラブが存在する公式政府単位の名称で、最も適切かつその地で識別できる名称を使う。

   b. 同じ「自治都市」又は同等の政府行政区分に複数のクラブが存在する場合に用いる「区別するための名称」は、同じ「自治都市」又は同等の政府行政区分にある他のクラブとは別に、はっきりと識別できるような名前であれば何を使ってもよい。区別するための名称は、自治都市名の後に括弧で区別して、協会の正式な記録に記入される。

   c. 「ホスト・クラブ」という言葉は、その自治都市の親クラブを認める名誉なタイトルである。その他の特別な特典又は特権は伴わない。

   d. ライオンズクラブの名称には、ライオンズクラブ国際協会の会長を務めた者以外、現存者の名前を使ってはならない。

   e. いかなるライオンズクラブも、その名称に「International (国際)」を付け加えることはできない。

   f. ライオンズクラブを区別するための名称として、「レオ」という言葉を付け加えられる。

   g. ライオンズクラブの名称に企業名を含める場合には、当該企業がクラブの命名に関連して企業名の使用を認可することを証明する手紙あるいは書類が、企業名を含むクラブ名の承認に先立ち、提出されなければならない（例えば、社用箋を用いての企業代表からの文書）。

6. クラブ境界線
   クラブの境界線は、クラブが存在する自治都市又は同等の政府区分の境界線と同じもの、あるいは、地区ガバナーの管轄範囲にある単一地区、準地区、又は暫定地区内とし、そのクラブが存在する複合地区及び（又は）地区の会則及び付則の規定に従い、地区キャビネットの承認がなければならない。

7. チャーター承認日
   チャーター申請が承認された日を、チャーター承認日とする。この年月日が、クラブのチャーターと協会の公式記録に記される。

8. チャーター
   a. ライオンズクラブ国際協会の会長及び幹事が、新クラブのチャーターに署名をする。スポンサーのクラブ、地区キャビネット、又は地区委員会の名も、記入される。

   b. 新クラブのチャーターは、地区ガバナー又はコーディネーター・ライオンに直接送られる。地区に属さない新クラブのチャーターは、新クラブの会長に送られる。

9. 会費
   チャーターメンバーは、氏名がスポンサー・ライオンズクラブ、コーディネーター・ライオン及び国際協会に報告された月の翌月 1 日から、会費を支払う。新ライオンズクラブには、チャーターが締め切られた直ぐ後に、会費の請求書が送られる。

10. チャーター申請期限
    チャーター申請に必要なすべての情報が、国際本部（米国イリノイ州オークブルック）に6月20日の業務終了時間までに提出された場合には、提出された年度内の結成分として処理される。

11. 新クラブの存続保証
    1会計年度内に10以上の新クラブを結成する地区は、第一副地区ガバナー、第二副地区ガバナー、あるいはグローバル・アクション・チームGMTエリアリーダー/特別エリア・アドバイザーのいずれかの承認が追加で必要となる。チャーター承認に先立ち、半期分の国際会費が納められなければならない。

方針は随時変更されます。最新情報については、会員及び新クラブ・オペレーション課にお問い合わせください。

Membership Department
Lions Clubs International
300 W 22nd St
Oak Brook IL 60523-8842 USA
電話: 630.203.3831
Eメール：newclubs@lionsclubs.org